

平成20年 第1回 築上町議会定例会会議録（第5日）

平成20年3月21日（金曜日）

議事日程（第5号）

平成20年3月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第4号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第2 議案第5号 平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第6号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第7号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第8号 平成20年度築上町一般会計予算について
- 日程第6 議案第9号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第10号 平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第11号 平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第12号 平成20年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第13号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第14号 平成20年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第12 議案第15号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第16号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第17号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第18号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第19号 平成20年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第20号 築上町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第23号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第22 議案第25号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第28号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第31号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第32号 築上町課等設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第33号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第32 議案第35号 築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 日程第33 議案第36号 町道路線の変更について
- 日程第34 議案第40号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第35 議案第41号 築上町芸術・文化振興基金条例の制定について
- 日程第36 議案第42号 築上町環境美化推進基金条例の制定について
- 日程第37 議案第43号 築上町子育てすこやか基金条例の制定について
- 日程第38 議案第44号 築上町健康・スポーツ振興基金条例の制定について
- 日程第39 議案第45号 築上町バス運行事業調整基金条例の制定について
- 日程第40 議案第47号 財産の処分について
- 日程第41 議案第48号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第42 意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）について
- 日程第43 意見書案第2号 築上町の光通信化を求める意見書（案）について
- 日程第44 請願第1号 スクールバス添乗員と校務員配置の請願について
- （追加）
- 日程第45 議案第49号 築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 発議第2号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第4号 平成19年度築上町一般会計補正予算(第10号)について
- 日程第2 議案第5号 平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第6号 平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第4 議案第7号 平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第8号 平成20年度築上町一般会計予算について
- 日程第6 議案第9号 平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第10号 平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第11号 平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第12号 平成20年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第13号 平成20年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第14号 平成20年度築上町老人保健特別会計予算について
- 日程第12 議案第15号 平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第16号 平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第17号 平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第18号 平成20年度築上町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第19号 平成20年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第17 議案第20号 築上町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第21号 築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第22号 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第23号 築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第24号 築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第25号 築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第26号 築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第27号 築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第25 議案第28号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第30号 築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第31号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第32号 築上町課等設置条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第33号 築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 日程第32 議案第35号 築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 日程第33 議案第36号 町道路線の変更について
- 日程第34 議案第40号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第35 議案第41号 築上町芸術・文化振興基金条例の制定について
- 日程第36 議案第42号 築上町環境美化推進基金条例の制定について
- 日程第37 議案第43号 築上町子育てすこやか基金条例の制定について
- 日程第38 議案第44号 築上町健康・スポーツ振興基金条例の制定について
- 日程第39 議案第45号 築上町バス運行事業調整基金条例の制定について
- 日程第40 議案第47号 財産の処分について
- 日程第41 議案第48号 平成19年度築上町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第42 意見書案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書（案）について
- 日程第43 意見書案第2号 築上町の光通信化を求める意見書（案）について
- 日程第44 請願第1号 スクールバス添乗員と校務員配置の請願について
（追加）
- 日程第45 議案第49号 築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 発議第2号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員（20名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 首藤萬壽美君 | 2番 塩田 文男君 |
| 3番 工藤 久司君 | 4番 塩田 昌生君 |
| 5番 田原 宗憲君 | 6番 丸山 年弘君 |
| 7番 西畑イツミ君 | 8番 西口 周治君 |

9番 有永 義正君	10番 田村 兼光君
11番 成吉 暲奎君	12番 吉元 成一君
13番 岡田 信英君	14番 武道 修司君
15番 平野 力範君	16番 中島 英夫君
17番 繁永 隆治君	18番 田原 親君
19番 信田 博見君	20番 宮下 久雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君 主査 西畑 弥生君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉課長	吉留 正敏君
産業課長	出口 秀人君	上水道課長	中嶋 澄廣君
下水道課長	平岡 司君	会計課長	川崎 道雄君
農委事務局長	後田 幸政君	住民生活室長	落合 泰平君
管理課長	安田 美鈴君	企業立地課長	竹本 正君
環境課長	松田 倫夫君	学校教育課長	中村 一治君
生涯学習課長補佐	田原 泰之君	監査室長	吉留 康次君
徴収専門官	大田 隆君	審議官	白川 義雄君

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 議員の皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりですが、本日議運を開催いたしましたので、その報告を議会運営委員長に求めます。宮下委員長。

議会運営委員長（宮下 久雄君） 議会運営委員会の報告をいたします。

本日21日の午前9時30分議会運営委員会を開催し、お手元に配付の議事日程案のとおり、追加事案3件を決定することといたしましたので御報告いたします。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。以上で議会運営委員長の報告を終わります。

ただいまから議事に入ります。

日程第1 議案第4号

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、議案第4号平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第4号平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、事業実績等に伴う減額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第4号平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、イベント実行委員会補助金減、水道工事の繰越明許費、八津田漁港整備工事減等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第4号平成19年度築上町一般会計補正予算（第10号）について、所管の項目について慎重に審査した結果、事業実績等に伴う減額補正が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第4号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第2．議案第5号

日程第3．議案第6号

日程第4．議案第7号

議長（成吉 暲奎君） お諮りいたします。日程第2、議案第5号平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第4、議案第7号の平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてまでは、厚生文教常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第7号まで一括して委員長報告を行うことになりました。

それでは、議案第5号から議案第7号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 報告させていただきます。

議案第5号平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）について、本案について慎重に審査した結果、霊園基金の積立金等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、本案について慎重に審査した結果、事業受益者分の負担金増が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第7号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、本案について慎重に審査した結果、集落排水事業の受益者負担金徴収を翌年度に変更した減額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

それでは、日程第2、議案第5号平成19年度築上町霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第5号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第3、議案第6号平成19年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第6号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4、議案第7号平成19年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第7号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5．議案第8号

議長（成吉 暲奎君） 日程第5、議案第8号平成20年度築上町一般会計予算についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第8号平成20年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、後期高齢者医療制度にかかわる経費、障害者自立支援医療経費、要介護の予防対策及び検査・検診経費、火葬場施設等整備工事費、水道ビジョン作成経費、教育施設維持経費や人材活用経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第8号平成20年度築上町一般会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、森林環境税を財源とした業務委託費、漁業合併に伴う負担金、土地改良区の助成金、広域農道負担金、県道改良負担金、漁港整備工事費、道路新設工事費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第8号平成20年度築上町一般会計予算について、本案について慎重に審査した結果、町有財産管理委託、循環バス委託、電算システム保守点検委託、固定資産税システム業務委託料等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。はい、西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 議案第8号の平成20年度築上町一般会計予算について、反対討論いたします。

住民要求である、強い要求であります火葬場建設等の整備費などが上がっておりますが、かねてから反対しとります憲法違反の自衛隊への支出が上がっております。

また、日米再編にも反対しておりますので、この一般会計予算については反対いたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対の意見がありますので、これより議案第8号について採決を行います。議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） はい、どうぞお座りください。起立多数です。賛成が18、反対が1です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6・議案第9号

議長（成吉 暲奎君） 日程第6、議案第9号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第9号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、管理機構補償還元金一時金借入利子等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第9号平成20年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、管理機構補償還元金一時金借入利子等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので御報告をいたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第9号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7．議案第10号

議長（成吉 暲奎君） 日程第7、議案第10号平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第10号平成20年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第10号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8．議案第11号

議長（成吉 暲奎君） 日程第8、議案第11号平成20年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事

業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第 11 号平成 20 年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、所管の項目について慎重に審査した結果、貸付金元利収入一般会計への繰越金であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 11 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 11 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

・ ・

日程第 9 . 議案第 12 号

日程第 10 . 議案第 13 号

日程第 11 . 議案第 14 号

日程第 12 . 議案第 15 号

日程第 13 . 議案第 16 号

日程第 14 . 議案第 17 号

日程第 15 . 議案第 18 号

日程第 16 . 議案第 19 号

議長（成吉 暲奎君） お諮りします。日程第 9、議案第 12 号平成 20 年度築上町霊園事業特別会計予算についてから、日程第 16、議案第 19 号平成 20 年度築上町水道事業会計予算についてまでは、本年度予算の厚生文教常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 12 号から議案第 19 号まで一括して委員長報告を行うこととなりました。

それでは、議案第 12 号から議案第 19 号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第 12 号平成 20 年度築上町霊園事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 13 号平成 20 年度築上町国民健康保険特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、医療改革に伴う後期高齢者制度経費、退職被保険者の一般被保険者への移行に伴う経費等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 14 号平成 20 年度築上町老人保健特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、老人保健事業が平成 20 年度から後期高齢者医療制度となる移行処理としての経費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 15 号平成 20 年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、老人保健事業が後期高齢者医療事業にかわるものであり、広域連合への保険料負担金等が主なものであるが、反対意見があり、採決した結果賛成 4、反対 1 となり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、反対意見については、後ほど本人の方から述べるものと思われます。

議案第 16 号平成 20 年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、受益者負担金、測量設計監理委託、浄化センター保守点検等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 17 号平成 20 年度築上町農業集落排水事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、政府資金償還利子、測量設計監理委託、集落排水施設工事費等が主のものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 18 号平成 20 年度築上町簡易水道事業特別会計予算について、本案について慎重に審査した結果、施設点検経費、水道量水器検針委託料、工事材料費が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 19 号平成 20 年度築上町水道事業会計予算について、本案について慎重に審査した結果、受水経費、固定資産減価償却費、起業債利息等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

それでは、日程第 9、議案第 12 号平成 20 年度築上町霊園事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第12号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、議案第13号平成20年度築上町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第13号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11、議案第14号平成20年度築上町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第14号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12、議案第15号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。はい、西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 議案第15号平成20年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論いたします。

先日のテレビ中継を見ていたお年寄りが、厚労省の担当者が「この制度は医療費が上がる痛みを後期高齢者がみずからの感覚で感じ取っていただくため。」と言ったことに、高齢者の命をおろそかにする国には未来はない。こんな制度は絶対中止・撤回だとの声が広がっております。今後、資格証明書を発行しないようにすべきです。

制度自体問題があるので、この特別会計予算に対しては反対いたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第15号について採決を行います。議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） はい、どうぞ座ってください。起立、賛成15対1で多数です。（「ちがう」と呼ぶ者あり）ん、あ、ごめんなさい。18対1で多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号平成20年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。 なければ、はっきり「なし」と言ってください。

これより議案第16号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14、議案第17号平成20年度築上町農業集落排水事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第17号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15、議案第18号平成20年度築上町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第18号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案

第18号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16、議案第19号平成20年度築上町水道事業会計予算についてを議題といたします。
これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第19号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17、議案第20号

議長（成吉 暲奎君） 日程第17、議案第20号築上町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第20号築上町後期高齢者医療に関する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、新たな医療制度による詳細事項を定める条例整備であるが、反対意見があるので採決した結果、賛成4、反対1となり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 委員会でも反対しましたので、反対討論いたします。

この議案第20号築上町後期高齢者医療に関する条例の制定についてですが、負担増や差別医

療の実態が知られるにつれ、「こんなひどい制度とは知らなかった。」「年齢で差別するのはおかしい。」「年寄りよ、早く死ねということか。」など、不安と怒りがわき起こっております。

自民公明の与党は保険料徴収の一部と70歳から74歳の患者負担増の先送りを決めましたが、この程度の手直しでは国民の怒りは全く収まりません。制度の欠陥を認めるのならば、4月からの実施を中止し、撤回すべきです。

75歳で区切り、75歳以上の人すべてを新たな保険制度に加入させ、今まで扶養家族だった人からも保険料を取り立てる。滞納すれば保険証を取り上げ、資格証明書を発行するという内容や、滞納金が課せられます。今まで分納などの相談に応じてもらっていたのが、有無を言わず年金から天引きすることは到底許しがたい内容です。心身の特性があるからと新たな健康診断制度の対象から外す、法律上義務がなくなるのは差別ではないかとの怒りが広がっております。

世論の反対の声に福田首相は制度の見直しを言わざるを得ませんが、見直しをするのではなく、即刻中止し、撤回すべきです。制度自体問題があるので中止・撤回すべきと反対いたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第20号について採決を行います。議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） はい、どうぞ座ってください。起立17名で多数でございます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

議員（12番 吉元 成一君） 採決の結果の報告についてはしなくてよろしいんじゃないでしょうか。均衡した場合は、何票と何票でいいと思うんですけども、圧倒的に可決が見えてわかるわけですから、そういう場合は起立多数でと。

議長（成吉 暲奎君） はい。

議員（12番 吉元 成一君） 2人か、3人数えるときとか、だけん、立ったり座ったり（ ）、いつ座っていいかわからないようなときもあるんですよ。そういうことです。

議長（成吉 暲奎君） これ、どういたします。（「いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。はい、じゃあ、そのような形をとります。よろしく申し上げます。

日程第18・議案第21号

議長（成吉 暲奎君） 日程第18、議案第21号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第21号築上町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、所管の項目について慎重に審査した結果、南別府団地の取り壊しに伴う条例整備である、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第21号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19 . 議案第22号

議長（成吉 暲奎君） 日程第18、議案第22号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第22号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、新たな罰則規定を整備するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第22号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、所管の項目について慎重に審査した結果、新たに罰則規定を整備するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第22号築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第22号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20．議案第23号

日程第21．議案第24号

日程第22．議案第25号

日程第23．議案第26号

日程第24．議案第27号

日程第25．議案第28号

日程第26．議案第29号

日程第27．議案第30号

議長（成吉 暲奎君） お諮りいたします。日程第20、議案第23号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第27、議案第30号の築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定については、厚生文教常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号から議案第30号まで一括

して委員長報告を行うことになりました。

では、議案第23号から議案第30号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。厚生文教常任委員長（平野 力範君）では、一括して報告させていただきます。

まず、議案第23号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、葬祭経費を統一するための条例整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第24号築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、後期高齢者医療にあわした福岡県の条例準則の一部改正に伴う本条例の整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第25号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、健康保険法等の一部改正に伴う条例整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第26号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施設の休館日を設け、施設清掃等を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第27号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施設の休館日を設け、施設清掃等を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第28号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施設の休館日を設け、近隣市町との均衡と施設運営の改善等を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第29号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、施設の休館日を設け、近隣市町との均衡と施設運営の改善等を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第30号の築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告終わります。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

日程第20、議案第23号築上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第23号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21、議案第24号築上町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第24号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22、議案第25号築上町重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第25号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 5 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 2 3、議案第 2 6 号築上町海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 2 6 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 2 6 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 6 号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 2 4、議案第 2 7 号築上町体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 2 7 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 2 7 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 7 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 2 5、議案第 2 8 号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 28 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 28 号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 26、議案第 29 号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 29 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 29 号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 27、議案第 30 号築上町歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 30 号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案

第30号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第28．議案第31号

日程第29．議案第32号

日程第30．議案第33号

日程第31．議案第34号

議長（成吉 暲奎君） お諮りいたします。日程第28、議案第31号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第31、議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画については、総務常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第34号まで一括して委員長報告を行うことになりました。

では、議案第31号から議案第34号までの報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第31号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、大阪以遠の出張における宿泊料や日当の加算措置を廃止し、近隣市町の状況に合わせるものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第32号築上町課等設置条例の全部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、職員の退職等に伴う組織等、機構の変更を行うための条例整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第33号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、本案について慎重に審査した結果、地域間格差の是正等を図るための計画であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告いたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございました。

日程第28、議案第31号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第31号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第29、議案第32号築上町課等設置条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第32号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第30、議案第33号築上町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第33号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第31、議案第34号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第34号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

・ ・

日程第32、議案第35号

議長（成吉 暲奎君） 日程第32、議案第35号築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第35号築上町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について、本案について慎重に審査した結果、民間移行した伝法寺郵便局及び下城井郵便局と交わっていた納税証明書等の事務を継続するためのものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第35号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第33・議案第36号

議長（成吉 暲奎君） 日程第33、議案第36号町道路線の変更についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 議案第36号町道路線の変更について、所管の項目について慎重に審査した結果、寒田16号線の延長を変更するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第36号町道路線の変更について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第36号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第34．議案第40号

議長（成吉 暲奎君） 日程第34、議案第40号平成19年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第40号平成19年度築上町一般会計補正予算（第11号）について、本案について慎重に審査した結果、米軍再編の関連事業として基金を設置するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第40号平成19年度築上町一般会計補正予算（第11号）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第40号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第35．議案第41号

議長（成吉 暲奎君） 日程第35、議案第41号築上町芸術・文化振興基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第41号築上町芸術・文化振興基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、平成20年度から実施する日米再編関連の事業に関する経費を積み立てる条例整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第41号築上町芸術・文化振興基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第41号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

・ ・

日程第36．議案第42号

議長（成吉 暲奎君） 日程第36、議案第42号築上町環境美化推進基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第42号築上町環境美化推進基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、平成20年度から実施する日米再編関連の事業に要する経費を積み立てる条例整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第42号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第37・議案第43号

議長（成吉 暲奎君） 日程第37、議案第43号築上町子育てすこやか基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第43号築上町子育てすこやか基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、平成20年度から実施する日米再編関連の事業に要する経費を積み立てる条例整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第43号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第43号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第38・議案第44号

議長（成吉 暲奎君） 日程第38、議案第44号築上町健康・スポーツ振興基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第44号築上町健康・スポーツ振興基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、平成20年度から実施する日米再編関連の事業に

要する経費を積み立てる条例整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第44号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第44号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第39・議案第45号

議長（成吉 暲奎君） 日程第39、議案第45号築上町バス運行事業調整基金条例の制定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第45号築上町バス運行事業調整基金条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、平成20年度から実施する再編関連の事業に要する経費を積み立てる条件整備であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第45号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 5 号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 4 0 . 議案第 4 7 号

議長（成吉 暲奎君） 日程第 4 0、議案第 4 7 号財産の処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第 4 7 号財産の処分について、本案について慎重に審査した結果、反対意見があり、採決した結果賛成 4、反対 1 で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、反対意見については、本人が述べるものと思われま。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第 4 7 号財産の処分について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので報告いたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。はい、西畑議員。

議員（7 番 西畑イツミ君） 議案第 4 7 号財産の処分について、委員会で反対しましたので、反対討論をいたします。

部落解放同盟、豊築地協が事務所として長年使用し賃貸料も払っていないこと、町長は無償で貸すとの約束を昭和 4 5 年にしているからと言いますが、任意団体であるのに賃貸料を払ってもらわないことの方が異常です。

よって、この議案に対しては反対いたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対の意見がありますので、これより議案第 4 7 号について採決を行います。議案第 4 7 号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） はい、起立多数です。どうぞお座りください。よって、議案第 4 7 号は

原案のとおり可決されました。

日程第41・議案第48号

議長（成吉 暲奎君） 日程第41、議案第48号平成19年度築上町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 議案第48号平成19年度築上町一般会計補正予算（第12号）について、本案について慎重に審査した結果、反対意見があり、採決した結果賛成3、反対2とで、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、反対意見に関しては、はっきりした意見ではございませんでしたので、本人が反対意見をはっきりと申し述べると思います。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 議案第48号平成19年度築上町一般会計補正予算（第12号）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。はい、西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 議案第48号平成19年度築上町一般会計補正予算（第12号）について、委員会でも反対いたしましたので、この補正予算第12号について反対討論いたします。

委員会の中では町長が根拠のないような答弁をしていました。この船田集会場として建てられたのに任意団体である部落解放同盟、豊築地協が38年間もの間無償で使ってきたこと。県道拡張に伴い建物を壊すために運動団体に補償金を3,000万円支払うことは町民として納得できません。

本来集会場の目的から逸脱した状況にあるにもかかわらず、こうした支出をすることは不当支出と言わざるを得ないので反対いたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。宮下議員。

議員（20番 宮下 久雄君） 総務委員会では全員賛成ということで、この議案は可決をいた

しました。なぜならば、これは、あくまでも地協事務所の移転補償ということで出されたものでありまして、この使い方、異議がないわけでございます。

それから、解放同盟の各支部の支部長さん方々もこういう使い方ということで出ておりますので、いささかも問題ないということで可決したものでございます。

以上で、賛成をいたします。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第48号について採決を行います。議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） はい、どうぞお座りください。起立多数でございます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第42・意見書案第1号

議長（成吉 暲奎君） 日程第42、意見書案第1号道路特定財源の確保に関する意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 意見書案第1号道路特定財源の確保に関する意見書（案）について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 日程第42、意見書案第1号道路特定財源の確保に関する意見書（案）について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので御報告いたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。はい、西口議員。

議員（8番 西口 周治君） 委員長にお伺いしたいと思います。

道路特定財源の内訳等に関しまして話が上ったかどうかを聞きたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 産業建設委員長。

産業建設常任委員長（繁永 隆治君） 特定財源というのは我々としても、この町の一帯が道路

課としても、やっぱり不十分な点がたくさんありますんで、財源がやっぱり9,800万という減額されれば、厳しい状態にありますんで、そういう理由からでございますかね。

議長（成吉 暲奎君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより討論を行います。反対意見のある方。平野議員の方が早かったようですから、どうぞ。

議員（15番 平野 力範君） 反対意見を述べます。

道路特定財源の暫定税率の期限が今月で切れるとのことで、この意見書が上がってきたわけですが、私も執行の立場なら我が町にくるはずの9,800万円ですか。が、なくなったら大変ということで延長を希望するかもしれません。

しかし、今マスコミ等で報じられているように、国土交通省の役人や関連の公益法人の余りになさんな税金の使い方に、私も衝撃を受けてます。マッサージ器や慰安旅行、タクシー代等々まだまだ、いまだに次々と出てきてるようです。また、国交省所管の51法人の異常ともいえる9割以上の随意契約や所管の公益法人中25法人で常勤役員、理事ですね、理事のコストを独占する等、この道路特定財源もまさに密にたかるありのように、我が物顔に使いまくる実態を見ると、とても意見書に素直に賛成することはできません。

しかも、暫定と言いながら何十年も引き伸ばし続けるのはおかしいし、国民も今ガソリン本体が値上がりし、生活にきゅうきゅうとしてる実態があります。身近では運送業界や農業者にもひどい打撃を与えてます。

このままこれを残し、国交省関連法人に使い道を任せることはできません。道路は必要ですが、必要ならば国民が納得のいく新たな税制を創設すべきです。

これをもって反対の意見とさせていただきます。

議長（成吉 暲奎君） 西口議員。

議員（8番 西口 周治君） 道路特定財源に関しまして、すべてにおいて反対するものではございませんが、国の取り分、揮発油税1兆3,843億円。これはもう上乘せ分です。そして、自動車重量税、地方の分に関しましては、地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、自動車取得税、軽油引取税などがあります。

そのうちの国の分のこの揮発油税に関しまして、私はガソリンは125円ぐらいで政府が推移できるようなことをやらないと、今の日本は段々、段々沈没しているような状態だと、私は思っております。これからの日本を救うためにも、せめて揮発油税だけでも見直しを行い、そして、その分はやはり、国民というよりも、今のお役所さんたちがみんなずさんなことをやらなければそのぐらいの圧縮は可能だと思っております。そして、地方分には手を加えておりませんので、

地方には全然問題はないと思っておりますので、その分で反対したいと思えます。

なお、この中にしましては、税率水準を20年以降も維持すると書いてあります。そういう法案は暫定的にはやはり段階的にやっていかなければならないと私は思っております。

すべてのことにしまして反対するわけではございませんが、石油関連にしましては反対したいと思えます。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。武道議員。

議員（14番 武道 修司君） 賛成の立場から意見をまとめたいと思えます。

町財政が近年厳しい状況があつて、この財源がなくなると我が町もともに大きな影響を及ぼす。その中で町を守るためには、この道路特定財源は必要であるというふうに思っております。

まして、東九州自動車道の建設においては、この地域の発展性を考えるということでは、早急に道路をつくっていただかないといけないという状況もこの地域として抱えておるわけでございます。

という観点からいけば、議会として道路特定財源の確保に動くということは必然ではないかというふうに考えてますので、賛成意見とさせていただきます。

議長（成吉 暲奎君） ほかにございませんか。吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 議長、賛成の立場でいいんでしょう。

議長（成吉 暲奎君） はい、結構です。

議員（12番 吉元 成一君） だいたいですね、（発言する者あり）いや、反対を2人続けてさしたから、私も賛成を2人目をやろうと思つて……。

大体、討論については反対を優先して、次ありませんか。つたら賛成討論2人続けてさしたらいかんのではないですかね。ほんで、それでもう、なかつたら賛成討論は出ないでそのままやつたら、反対討論もうこれで終わります、するべきなんです。それ、やらなかつたから、私も賛成の立場でやります。

議長（成吉 暲奎君） 賛成の……。

議員（12番 吉元 成一君） はい。

議長（成吉 暲奎君） 貴重な意見でございます。ありがとうございます。

議員（12番 吉元 成一君） 先ほど、武道議員が言われたように、9,000数百万の金が必要ならば、町も大変苦しい状態にあります。その点についてまったく同じで賛成の意見の一部なんです。車のガソリンの税金が高いのに対しては、確かに高いんですが、乗る人がやっぱり町のために、道路をつくるために必要な金だということで、今のこの築上町においてはですね、財政豊かな町は別でしょうけれども、築上町においては、この貴重な財源をなくすのについては忍びないという立場で賛成いたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんです。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより意見書案第1号について採決を行います。意見書案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長（成吉 暲奎君） はい、お座りください。多数やね。起立多数です。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第43．意見書案第2号

議長（成吉 暲奎君） 日程第43、意見書案第2号築上町の光通信化を求める意見書（案）についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（宮下 久雄君） 意見書案第2号築上町の光通信化を求める意見書（案）について、本案については提出者の西口周治議員から撤回の申し出がなされ、委員会は意見書案撤回を受託すべきと決定いたしましたので報告いたします。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでございました。

ただいまの委員長の報告のとおり意見書案第2号は、お手元に配付のとおり、撤回の申し出がなされています。ついては、意見書案第2号は撤回を受託するものといたします。

日程第44．請願第1号

議長（成吉 暲奎君） 日程第44、請願第1号スクールバス添乗員と校務員配置の請願についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 請願第1号スクールバス添乗員と校務員配置の請願について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さまでございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 添乗員等の、校務員等に関しては賛成なんですけど、委員長、委員会の中で詳しいことを、まあ、スクールバスに必要だからということで、ああ、なるほど必要だというぐらいのことで決定したのか、それとも掘り下げてそういう人はどういう範囲で、要するに採用しているのか、使っているのかということは出ませんでした。

議長（成吉 暲奎君） 厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長（平野 力範君） 出た意見の中では、校務員をまず配置していただいて、校務員……。旧椎田町の方はほとんどありますが、旧築城町の方には全くないということで校務員を配置してくれと。その校務員がスクールバスに添乗するというような、違うんですかね。ま、細かくは違うそうです。私がそういうふうに取り扱ったんですけど、校務員配置とスクールバス添乗員ということで、（ ）やりあったわけでないんで、私は詳しくはよく答弁できるほどの内容はもっておりません。

議長（成吉 暲奎君） 吉元議員。

議員（12番 吉元 成一君） 要するに校務員等が必要だから要望でしょう。ということですね、委員長ね。それならいいです。

もう、詳しい内容でいろいろ、例えば例として、やっと小学生が慣れてきたのに突然変わったりとかが結構あるんですよ。そういった面で子供たちが今度はおばちゃんからおいちゃんにかわったとか、いろいろあるみたいですから、ちょっとその点どうかなと思ひまして。（「委員長に対する質疑だけですか。」と呼ぶ者あり）から、そのことが委員会で出なかったらいいんですよ。

議長（成吉 暲奎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） それでは、これで終わります。質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより請願第1号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第45の議案第49号の築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定についてから日程第47の常任委員会閉会中の所掌事務調査については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日決定することにしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、日程第 4 5 の築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 4 7 までは委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第 4 5 . 議案第 4 9 号

議長（成吉 暲奎君） 追加日程第 4 5、議案第 4 9 号の築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。中村総務課長。

総務課長（中村 信雄君） 議案第 4 9 号築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成 2 0 年 3 月 2 1 日、築上町長新川久三。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第 4 9 号は築上町政治倫理条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この提案は、議会の冒頭申しましたけれども、平成 2 0 年の 3 月 3 1 日付をもって、岡部収入役が勇退をしていただくことになりました。

この勇退に伴いまして、地方自治法の中に収入役の制度がなくなるわけでございます。そういう形の中で、町の条例、6 条例の中に収入役の項目が入った条例があるわけでございます。この 6 条例中、収入役の項目、もしくは収入役の給料とかいろんなものを一応削除するものでございます。

議案の 4 9 の 2 ページにはこの 6 条例が書かれてあるわけでございます。

どうぞよろしく御審議をしていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） それでは、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより議案第 4 9 号について採決を行います。議案第 4 9 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、議案第 4 9 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第46．発議第2号

議長（成吉 暲奎君） 日程第46、発議第2号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

事務局の朗読に続き、提案理由の説明を求めます。江本局長。

事務局長（江本偉久雄君） 発議第2号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成20年3月21日、提出者、築上町議会議員宮下久雄。賛成者、同議会議員平野力範、同じく賛成者、同議会議員繁永隆治。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 宮下久雄議員。

議員（20番 宮下 久雄君） 提案理由の説明をいたします。

本案は築上町の課等設置条例が全部改正されたことに伴います条例の整備でございます。議会の委員会活動の所管でございます所属課を別紙のとおり定めるものでございまして、本案の適用は20年の4月1日からとしております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） これで討論を終わります。

これより発議第2号について採決を行います。発議第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第47．常任委員会の閉会中の継続審査について

議長（成吉 暲奎君） 日程第47、常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（成吉 暲奎君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

・

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで、平成20年第1回築上町町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前11時29分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員